

平成29年度
長期優良住宅化リフォーム推進事業

募集要領

提案型

- 本募集要領は平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業のうち、提案型の応募方法を紹介しているものです。
- 提案型とは、必ずしも長期優良住宅の増改築認定基準や評価基準によって評価できない性能向上工事や、長期にわたって住宅を維持保全する仕組み等についてご提案いただき、先導性・汎用性・独自性等が認められる提案を選定するものです。
- 長期優良住宅（増改築）認定を取得するリフォームや、評価基準に適合させるリフォームといった単に基準に基づいて実施するリフォームについては、認定長期優良住宅型（通年申請タイプ）や評価基準型（通年申請タイプ）がご活用いただけます。
- 補助対象や、補助金交付申請手続きの詳細については、交付規程及び交付申請等マニュアルを必ず参照し、承知の上で提案応募してください。

平成29年4月

国土交通省 住宅局

平成28年度事業からの主な変更点

(提案型以外の内容も含む)

●提案型に関する事項

1) 補助の要件、限度額等について

- 劣化対策及び耐震性能に加え、その他の性能項目についても一定の基準（評価基準）に適合することを要件とします。
- ただし、若者が既存住宅の購入に伴って実施する場合は、劣化対策及び耐震性能が確保されていれば良いものとします。（平成28年度までと同様）
- 認定長期優良住宅（増改築）のうち、1次エネルギー消費量を省エネルギー基準比20%以上削減するもの（高度省エネルギー型）については、補助限度額を250万円とします。

2) 補助額の算出方法について

- 高度省エネルギー型の補助額は、補助率方式で算出します。
- 評価基準型は、単価積上方式（工事内容に応じて定めた補助額を積み上げ）で算出します。
- 認定長期優良住宅型は、事業者ごとに、従来の補助率方式と単価積上方式との選択を可能とします。
- 共同住宅共用部分の補助額は、事業タイプにかかわらずに、補助率方式により算出します。
- 提案型については、提案内容に応じて採択時に通知します。

3) 応募・申請方法について

- 補助申請を行えるのは、リフォーム工事の施工業者と買取再販業者とします。施工業者が申請する場合、リフォーム工事の発注者については、施工業者の共同事業者として、両者の間で共同事業実施規約を締結します。
- 事前採択は、提案型及び高度省エネルギー型のみ行います。
- 評価基準型、認定長期優良住宅型については事前採択を行わず、通年申請のみとし、事業者ごとの申請件数は、原則として制限しません。
- 全ての事業タイプにおいて、事業者登録を行うことが必要です。（原則として事前採択タイプでは、採択と同時に自動で事業者登録が行われます。）

注) 上記の内容は変更の概略であるため、詳細は本募集要領の該当箇所を参照のこと

通年申請タイプについて

- ・ 通年申請タイプ（評価基準型・認定長期優良住宅型・高度省エネルギー型）は、事前の公募・採択の手続きを経ず、交付申請を行えるタイプです。
- ・ 通年申請タイプの申請方法については、別途ホームページ（http://www.kenken.go.jp/chouki_r/）で5月10日頃公表予定です。
- ・ 通年申請タイプにおいては、募集要領を用いませぬのでご注意ください。

用語について

本マニュアルにおける用語の定義は次のとおりとします。

交 付 規 程：平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程

交付申請等マニュアル：平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアル

共 同 住 宅 等：共同住宅、長屋建て住宅及び併用住宅

増改築認定基準：長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3の「増改築基準」

評 価 基 準：平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業住宅性能に係る評価基準

B E L S：建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証制度であるところの建築物省エネルギー表示制度

支 援 室：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室

評 価 室：長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室

目次

1.	事業の趣旨	2
2.	事業内容	3
2-1.	対象事業	4
2-2.	対象事業者	8
2-2-1.	提案者	8
2-3.	補助額	10
3.	事業の実施方法	15
3-1.	提案公募	17
3-1-1.	公募	17
3-1-2.	審査	18
3-1-3.	採択	18
3-2.	補助金交付	18
4.	応募方法	19
4-1.	公募期間	19
4-2.	事務局窓口連絡先	19
4-3.	提出方法	20
4-3-1.	アカウント発行	20
4-3-2.	応募書類入力	20
4-3-3.	応募書類の提出	20
4-4.	提出書類	21
4-4-1.	提出部数	21
4-4-2.	提出書類の注意事項	21
4-4-3.	記入にあたっての留意点	23
5.	留意事項	26

資料編 「提案型」のテーマ設定と提案のポイント

別紙 応募書類様式

はじめに

この募集要領は、「提案型」の長期優良住宅化リフォームに適用するものであり、補助金の交付申請に先立って実施する公募手続きを案内するものです。

したがって、補助金の交付対象や交付手続き等については、必ず平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付規程及び長期優良住宅化リフォーム推進事業補助金交付申請等マニュアルを参照し、承知した上で、提案応募してください。

1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォームや三世代同居等の複数世帯の同居への対応に資するリフォーム、適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び子育てしやすい環境整備並びに流通促進に向けた市場環境の形成を図ることを目的とします。

「提案型」の募集では、増改築認定基準や評価基準によって評価できない性能向上工事や、長期にわたって住宅を維持保全する仕組み等について、リフォーム事業者等の幅広い提案を受けることにより、多様なリフォームのあり方や知見を収集し、新たな性能向上手法の実現、低コスト化、工期短縮等の実現を図るものです。

■ポイント

- ・ 提案型にご応募いただくメリットは主に以下の3点です。
 - ① 増改築認定基準等では評価できない性能向上リフォームについて、認定基準等相当とみなすことで、補助を受けられる。
 - ② 事前に採択することで、予算の一定額を確保できる。
 - ③ 実際に工事に要した額を補助対象とし、申請することができる場合がある。
- ・ 提案型にご応募いただく際の留意点は主に以下の2点です。
 - ① 一定の審査を受ける必要があるため、交付申請ができるようになるまで時間がかかる。
 - ② 審査結果によっては、提案の一部又は全てが採択されない可能性がある。

2. 事業内容

本年度においては、①評価基準型（通年申請タイプ）、②認定長期優良住宅型（通年申請タイプ）、③高度省エネルギー型（通年申請タイプ・事前採択タイプ）、④提案型（事前採択タイプ）の4つの事業タイプを予定しており、この募集要領は、④提案型（事前採択タイプ）に適用します。各タイプの公募時期等の予定は次表のとおりです。

表 1 平成29年度の募集スケジュール（予定）

事業タイプ		公募時期等
①評価基準型	通年申請タイプ	平成29年6月初旬 交付申請受付開始
②認定長期優良住宅型	通年申請タイプ	平成29年6月初旬 交付申請受付開始
③高度省エネルギー型	通年申請タイプ	平成29年6月初旬 交付申請受付開始
	事前採択タイプ	平成29年5月10日 公募受付開始 平成29年7月下旬 採択
④提案型 <u>（本要領に基づく公募）</u>	事前採択タイプ	平成29年5月10日 公募受付開始 平成29年7月下旬 採択

※ 公募時期等は変更となる可能性があります。

<事前採択タイプの概要>

- ・ 交付申請に先立って事前に公募し、採択
- ・ 提案型では、評価基準や増改築認定基準にそのままでは適合しない事業も、同等の性能を有すると認められれば、補助事業を実施可能
- ・ 事業者単位で複数戸まとめて応募し、採択を受けることで、一定の予算枠を確保可能
- ・ ただし、決められた公募期間中に応募する必要があり、公募・審査期間を要するため、事業着手可能となるまでに一定の期間が必要

<通年申請タイプの概要>

- ・ 交付申請に先立ち、事前の公募・採択なし
- ・ 交付申請受付期間中は、随時、対象住宅毎に交付申請可能
- ・ 予算の執行状況によっては、受付機関を繰り上げて締め切る場合がある

■補足

- ・ 同一の事業者が複数の事業タイプに応募・申請することが可能です。
- ・ 補助金を受けるためには、個別の住戸・住棟ごとに交付申請及び完了実績報告が必要となります。
- ・ 事前採択タイプにおける、交付申請及び完了実績報告の手続き方法については、採択された方に対してお知らせします。

2-1. 対象事業

本事業の対象は既存住宅（戸建住宅及び共同住宅等）のリフォームとします。

■補足

- ・ 築年数に関する要件はありません。ただし、劣化対策・耐震性の基準を満たす必要がありますので、ご注意ください。特に耐震性については、新耐震基準レベルであることが求められますので、昭和 56 年 5 月以前着工の住宅で耐震性の有無が確認されていない場合は、耐震診断を実施の上、耐震性がない場合には、耐震改修を実施する必要があります。
- ・ 工事請負契約に基づかない場合は補助事業の対象とはなりません。（例：施工業者が自宅や自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合など）買取再販物件においても工事請負契約が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 新築時に長期優良住宅（新築）認定を取得している住宅は対象外とします。
- ・ 一般的な住宅に広く適用可能な提案をしていただくことが可能です。この場合、必要に応じてどのような住宅について適用可能かについて、提案書にご記入ください。
- ・ 1 戸又は数戸（1 棟又は数棟）の特定の住宅について、その特性に応じた提案も可能です。この場合、その特定の住宅の概要（住所、面積、構造、名称等）を提案書にご記入ください。
- ・ 一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。その場合、共同住宅等の評価基準が適用されますので、戸建て住宅ではなく、共同住宅等として提案してください。また、非住宅部分の性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象とはなりません。
- ・ 1 提案あたりの補助対象事業費の合計が 30 万円（補助額が 10 万円）以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- ・ リフォームに伴い増築する場合、増築部分については補助対象外とします。ただし、増築部分に調理室等を増設する場合は、その増設費用（増築に係る躯体工事費は含まない）に限り三世帯同居対応改修工事として補助対象とします。

応募にあたっては、下記の（１）～（７）の要件を全て満足する必要があります。

（１）リフォームによる住宅性能または住宅性能を実現する仕組みについて、先導性・汎用性・独自性等の高度な提案性を有すること。

先導性・汎用性・独自性等とは以下の例に示すようなものをいいます。

- 例）・ 新技術（設計手法、工法、材料等）の導入
- ・ 地域独自の気候・風土への対応
- ・ 低コストな長期優良住宅化リフォームの実現手法
- ・ 長期に性能を維持保全する仕組み 等

また、「提案型」のテーマ設定と提案のポイント」に示す提案テーマ、又は自ら課題設定したテーマに対し、解決方法を示す提案を行ってください。「提案型」のテーマ設定と提案のポイント」は資料編を参照してください。

学識経験者からなる評価委員会の評価を基に採択を決定します。過年度事業の評価結果や、提案・採択の概要等については下記の URL に掲載していますので、参考にしてください。

- ・ 過年度長期優良住宅化リフォーム推進事業「提案型」の評価結果
http://www.kenken.go.jp/chouki_r/past.html
- ・ 過年度長期優良住宅化リフォーム推進事業シンポジウム資料
http://h29.choki-reform.com/guest_symposium/symposium_dl.html

(2) リフォーム後の住宅性能のうち、劣化対策の評価基準（相当）、耐震性の評価基準を満たすこと。また、若者が既存住宅の購入に伴ってリフォームする場合を除き、これら以外の性能項目の1つ以上について評価基準（相当）を満たすものであること。

- ・ 具体的な基準については、評価基準を必ず参照してください。
- ・ 長期優良住宅（増改築）認定を取得する場合は、増改築認定基準が適用され、この基準は評価基準と異なりますのでご注意ください。
- ・ 耐震性については、評価基準を満たすことが必須です。評価基準を満たした上で、必ずしも増改築認定基準や評価基準によって評価できない提案によって認定基準相当とすることができます。
- ・ 耐震性以外の性能項目については、必ずしも評価基準によって評価できない提案を行う場合に限り、認定基準相当または評価基準相当とすることができます。
- ・ 本提案公募の審査の結果、認定基準相当と評価されても、長期優良住宅（増改築）認定を取得することはできません。
- ・ 劣化対策と耐震性以外に1つ以上満たすべき性能項目とは、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策（共同住宅等の場合）、可変性（共同住宅又は長屋の場合）です。
- ・ 「若者が既存住宅の購入に伴ってリフォームする場合」とは、平成29年4月1日において40歳未満である者が、平成28年10月1日以降に既存住宅を購入した上で、購入から1年以内にリフォーム工事を実施すること場合を指します。なお、購入時点は売買契約書の日付で判断します。
- ・ 工事後の性能評価は、補助事業完了実績報告書の提出時に確認します。長期優良住宅（増改築）認定を取得しない場合には、建築士による工事内容の適合確認書類をもって確認します。また、提案のとおりに行われたことを確認するため、写真等の提出を求めることがあります。

■評価基準に関する補足

- ・ 共同住宅等の共用部分の提案をする場合、過半の住戸において住宅の規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、（基準を満たしている住戸数）÷（全住戸数）を乗じた額となります。
- ・ 共同住宅等における「維持管理・更新の容易性」の評価は原則として共用配管・専用配管の基準を共に満たす必要があります。ただし、共用部分の提案をする場合、共用配管及び、過半の住戸における専用配管の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、（基準を満たしている住戸数）÷（全住戸数）を乗じた額となります。
- ・ 複合用途の場合には、共同住宅等の基準が適用されます。

(3) 一定の規模（表 2 参照）を満たす既存住宅であること。

- ・対象とする住宅は、リフォーム工事後において、下記表 2 の規模を満たす必要があります。

表 2 事業の対象となる住宅及び住戸の規模

住宅の種別	住戸の規模
戸建住宅	55㎡以上（1人世帯の一般型誘導居住面積水準）
共同住宅等	40㎡以上（1人世帯の都市居住型誘導居住面積水準）
戸建住宅・ 共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積)

※店舗併用住宅等の非住宅用途の混在する住宅においては、共同住宅等の基準が適応されるため、住宅部分の面積が40㎡以上であることが必要です。

※共同住宅等の共用部分の提案をする場合、過半の住戸において住宅の規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、(基準を満たしている住戸数) ÷ (全住戸数) を乗じた額となります。

※認定取得における面積基準は所管行政庁（都道府県又は市区町村）にお問い合わせください。所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページから検索が可能です。

<http://www.hyokakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>

(4) リフォーム工事着手前にインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

- ・既存住宅現況調査技術者とは、既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する者をいいます。このうち本事業のインスペクションを実施することができる者は、同規程第 5 条第 1 項の登録を受けた既存住宅状況調査技術者講習実施機関により、その氏名や修了証明書の証明番号、有効期間等が公表されている者とします（講習を修了している者であっても、講習実施機関がその氏名等を公表していない者が実施するインスペクションは本事業の補助対象とはなりません）。
- ・長期優良住宅（増改築）認定を受けるためのインスペクションについても既存住宅状況調査技術者と登録インスペクターのいずれも対象となりますが、登録インスペクターの場合には建築士であることを要件とします。
- ・インスペクションは、原則として指定する現況検査チェックシート（認定長期優良住宅型及び高度省エネルギー型の場合は、認定申請時に所管行政庁に提出する状況調査書）を用いて行うものとし、交付申請書提出の際に支援室へ提出するものとしします。
- ・インスペクションの実施にあたっては、対象部位ごとに概ね 1 割以上の確認を行うものとしします。ただし、点検口がない等により、1 割以上確認できなかった部位については、リフォーム時に確認してください。
- ・インスペクションで確認された劣化事象は、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。ただし、当面の補修を必要としない場合に限り、維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定め、交付申請書提出の際に提出することとし

す。

- ・インスペクションで確認された劣化事象を補修する工事費は、その内容により「特定性能向上リフォーム工事費」または「その他性能向上リフォーム工事費」（詳細はP10参照）に含むことができます。

※既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査も本事業のインスペクションとみなすことができます。

(5) 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること。

- ・リフォーム工事の履歴としてリフォーム箇所を示す図面、リフォーム工事の写真・図書（見積書、詳細図面）等を作成し、保存する必要があります。
- ・維持保全計画の書式は任意ですが、採択後に見本書式をご案内します。

(6) 原則として平成29年12月22日（金）までに交付申請を行うものであること。

- ・工事着工前に交付申請を行い、交付決定を受けることが必要です。
- ・契約書に記載の工事の始期を工事着工日とします。

(7) 原則として平成30年2月16日までに完了実績報告書の提出ができるものであること

- ・補助事業完了実績報告書は、必ず工事完了後1ヶ月以内に速やかに実施支援室に提出してください。1ヶ月以内の提出が困難な場合は事前の実施支援室にご相談ください。
- ・やむを得ない事情により平成30年2月16日までに補助事業完了実績報告書を提出できない場合は、速やかに実施支援室にご連絡ください。必要な手続等をお知らせします。

本事業（平成25年度以降の事業）において、一住戸が本事業補助金の交付を受けられるのは原則1回限りとします。

■補足

- ・過去に本事業において三世代同居対応改修工事として補助を受けておらず、新たに三世代同居対応改修工事を行う場合は、三世代同居対応改修工事に限り補助対象とすることができます。（改めてインスペクション、履歴作成、維持保全計画作成等を行うことが必要となります。これらの費用についても、補助対象に含めることが可能です。）
- ・共同住宅等においては、共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受ける（補助を受ける）ことができ、その場合の1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。なお、所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用する部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合は共同住宅等共用部分として提案してください（併せて共同住宅専用部分の提案をする必要はありません）。

2-2. 対象事業者

2-2-1. 提案者

下記①または②に該当する者のいずれかとします。

①施工業者

- ・個人等から工事を請け負い、長期優良住宅化リフォームを行う施工業者。

②買取再販業者

- ・長期優良住宅化リフォームを施工業者に発注し、工事を実施した上で、個人等に売却する不動産業者等。

■補足

- ・工事発注者（例えば、住宅所有者や管理組合等。ただし、買取再販業者を除く。）は補助事業の提案者となることはできません。
- ・補助金は採択された提案者であって補助金交付申請の手続きを行った施工業者等に入金されますが、工事発注者（買取再販の場合は購入者）に全額還元してください。
- ・買取再販物件については、買取再販業者のみ補助金申請をすることが可能です。買取再販物件について、施工業者が申請することはできません。
- ・買取再販業者が自社で工事を実施する場合は、補助の対象となりません。工事請負契約を結んで発注する工事が補助対象となります。
- ・過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）については本補助金への申請を原則として制限します。なお、本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等について、申告を求めます。

※申請制限に関するお問い合わせは、以下の担当者まで個別にお問い合わせください。

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：西村
電話：03-5253-8111
内線：39-431

2-2-2. 提案者の種別

提案者は下記①または②のいずれかの者とします。原則、提案者と補助を受ける者は同一者とし、1提案者につき、1つの提案書のみ受け付けるものとします。

①単独提案者

- ・一の施工業者又は買取再販業者

※自らリフォーム工事を施工しない業界団体、設計事務所、コンサルタント、管理会社、建材商社等は提案することはできません。

②グループ提案者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う2者以上の施工業者や買取再販業者からなるグループ
- ・補助を受ける者はグループ構成者のうち、対象工事の施工業者又は対象工事を発注した買取再販業者

※自らリフォーム工事を施工しない業界団体、設計事務所、コンサルタント、管理会社、建材商社等は、グループ提案者の一員になることは可能ですが、採択後に、補

助事業者として交付申請をすることはできません。

■提案にあたっての留意事項

- ・ 法人による提案の場合、同一の法人登記である者を一者とします。（応募時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号（会社法人等番号）を記載していただきます。個人事業主の場合には、印鑑登録証明書が必要となります。）
- ・ 1提案者につき、提案型については1つの提案書のみ受け付けるものとしており、重複して提案した場合、当該提案者の提案は採択されないことがあります。なお、1つの提案書の中で複数の提案をすることが可能です。（複数の提案をする場合には、戸提-1、戸提-2、共用提-1等と付番されます。）
- ・ 平成25年度から平成28年度までの本事業の公募・採択とは別に、本年度における公募・採択を行うものです。したがって、過年度の申請とは異なるグループ等での応募が可能です。

■グループ提案に関する補足

- ・ グループ提案の場合、グループの代表提案者となる法人名等及びその代表者名を明記するものとし、提案に係る連絡は代表提案者を通じて行うものとします。
- ・ グループ提案の場合、提案時にグループを構成する施工業者の法人名等及び代表者名を明記してください。
- ・ 提案後のグループの構成者の追加はできません。
- ・ グループを構成する施工業者は、提案型について単独で他の提案をすることが可能です。また、他のグループに所属して他の提案をすることも可能です。
- ・ グループ提案の場合、提案書に記載する過去のリフォーム工事実績は、グループを構成する施工業者の実績の合計とします。
- ・ 長期優良住宅化リフォーム工事は、提案時に申請した構成者によって実施し、補助金交付申請書及び補助事業完了実績報告書は、各構成者により提出するものとします。

2-3. 補助額

補助額は、次の（１）に掲げるリフォーム工事に係る補助額及び（２）に掲げるインスペクション等に係る補助額の合計です。なお、補助金の交付対象については、契約書、領収書及び事業実施の成果（工事結果や報告書等）を書面等により確認できるものに限られます。

（１）リフォーム等に係る補助額

リフォーム等^{※1}に係る補助金の額は、下記 a) ～ c) に掲げる工事（以下、「長期優良住宅化リフォーム工事」といいます。）に要する費用^{※2}の合計の3分の1以内の額とします。ただし、「b) その他性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額は、「a) 特定性能向上リフォーム工事費」に係る補助金の額を超えない額とします。

※1) 設計費は建設工事費に含まないものとします。

※2) 「提案型」においては、必ずしも増改築認定基準や、評価基準では評価できないが、増改築認定基準や評価基準に相当する水準の長期優良住宅化リフォームを実現するために工事に要する費用を補助対象工事費に含めて提案することができます。

a) 特定性能向上リフォーム工事費

- ・ P10 表 3 の性能項目について、評価基準等に適合させるための性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事（原則として適合していない状態から適合状態へのリフォームを対象とする。）

表 3 住宅の種類別の性能項目

住宅の種類	性能項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策 ⑥可変性

b) その他性能向上リフォーム工事費

- ・ a) 以外の工事であって、住宅の性能向上に資するリフォーム工事及びその附帯工事

c) 三世代同居対応改修工事

①補助の要件

複数世帯が同居しやすい住宅とするため、調理室等（調理室、浴室、便所又は玄関）を増設する工事（箇所数を増やす工事）及びその附帯工事。ただし、リフォーム後に調理室等のうちいずれか2つ以上が複数箇所設置されていることを要件とします。

調理室等の考え方については、表 4 に示すとおりとします。

表 4 本事業で対象とする調理室等

室	本事業で対象とする調理室等の考え方
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備と接続された台所流しを有すること ・ガス栓と接続されたガスコンロ、電気コンセントに接続されたIHクッキングヒーター又はガス栓又はIHクッキングヒーターの用に供する電気コンセントが設置されており、ガスコンロ又はIHクッキングヒーターを容易に設置・接続可能なコンロ台を有すること <p>※上記を満たしている場合は、ミニキッチンも補助対象とするが、当該ミニキッチンとは別に、リフォーム後にミニキッチン以外の一般的なキッチンを有する調理室がある場合に限る。</p> <p>※ミニキッチンとは、原則として現場で組み立て等が不要で施工が比較的容易であり、当該既製ユニットの間口がおおむね1,500mm以下のものをいう。</p>
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備及び給湯設備に接続された浴槽又はシャワーを有すること <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p> <p>※浴槽のないシャワー専用の浴室も対象とするが、当該シャワー室とは別にリフォーム後に浴槽を有する浴室がある場合に限る。</p>
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備に接続された大便器を有すること（洋式、和式の別は問わない） （小便器のみは不可） <p>※浴室と便所が一体となったものも補助対象とする。</p>
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外から鍵のかけられる玄関扉を有し、土間（靴を着脱するスペース）を有すること <p>※勝手口（調理室等のみ接続するものや、専ら車庫等に直接出入りするためのもの）は補助対象外とする。</p>

②補助対象工事

調理室等の増設に係る工事のうち、本体設置工事、給排水・電気・ガス・換気工事、内装・下地工事、給湯機設置・取替工事、躯体工事（玄関の開口部に関する工事のみ）、その他工事（足場、養生等）が補助対象となります。

詳細は、必ず別紙「三世代同居改修の工事内容」を参照してください。「三世代同居改修の工事内容」はP19に記載のホームページからダウンロードすることができます。

(2) インспекション・履歴・維持保全計画等

以下の①～③について、補助の対象とします。なお、表 5に掲げる補助対象費用限度額は、戸建住宅及び共同住宅専用部分に適用します。共同住宅共用部分は、原則、戸あたりこの額を越えない範囲で、費用の適切性確認します。

- ①長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインспекションの費用
- ②作成するリフォーム工事の履歴情報、維持保全計画の作成に要する費用
- ③リフォーム瑕疵保険（大規模修繕瑕疵保険を含む、以下同じ）の保険料（検査料を含む）

※補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。

※いずれの費用も、補助の対象とする業務を実施することが明記された契約書の写しと当該費用の支払いを確認できる領収書の写しが提出されるものに限り補助対象とします。また、建築士が行うものについては、建築士事務所登録されている場合に限り補助対象となります。

表 5 対象となる費用と補助限度額

補助対象項目	対象となる費用	戸当たりの補助対象費用限度額
インスペクション	既存住宅状況調査技術者又は講習団体の登録インスペクターが、実施するインスペクションであって、本事業指定の報告書を作成する費用	15万円/戸
リフォームの履歴作成	リフォーム計画の作成費用	6万円/戸
	建築士がリフォーム計画の内容を確認し、本事業の評価基準の適合状況確認書等を作成する費用	6万円/戸
	長期優良住宅（増改築）認定の取得に係る費用 ※評価機関の技術的審査適合証の取得費を含む	6万円/戸
	建築士が工事結果を確認し、工事内容確認書を作成する費用	6万円/戸
維持保全計画の作成	維持保全計画書を作成する費用	3万円/戸
リフォーム瑕疵保険	リフォーム瑕疵保険の保険料（検査料を含む）	3万円/戸

(2) 補助限度額

上記の(1)に掲げる補助額(国費)については1住戸あたり^{※1}100万円を上限とすることを基本とします。なお、この補助上限額は、リフォーム工事費用の他に、インスペクション、履歴・維持保全計画等作成費用を含んだものです。

ただし、「長期優良住宅(増改築)認定を取得したもの」、又は「全ての評価項目において増改築認定基準(相当)以上となるもの」は200万円を上限とすることとします。

また、三世帯同居対応改修工事を実施する場合は、これらとは別に、50万円を上限に補助します。

なお、1提案あたりの長期優良住宅化リフォーム工事の戸数及び補助額の上限は、応募の状況によって定めるものとします。目安として、単独提案者の場合は、補助額5,000万円程度(共同住宅共用部分を含む提案の場合は1億円程度)、グループ提案者の場合は、補助額1億円程度^{※2, 3}とします。

※1) 共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受けた場合、1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。

※2) グループの構成者1者あたりの補助限度額は5,000万円程度とします。

※3) 平成29年5月より公募を開始する高度省エネルギー型と提案型における採択額はそれぞれごとに補助額の上限を適用します。

表 6 補助限度額

住宅の性能	補助限度額	
	三世帯同居対応改修工事を実施する場合	
① 本事業の必須要件を満たす(劣化対策と耐震性とその他1項目)	100万円	150万円
② 長期優良住宅(増改築)認定を取得したもの、又は全ての性能項目において増改築認定基準(相当)以上となるもの	200万円	250万円

(3) その他

- ・ 施工業者が提案者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元される必要があります。工事発注者が買取再販業者である場合には、購入者に還元される必要があります。補助金交付申請時に、リフォーム工事請負契約書の写し及び発注者と施工業者間で締結する共同事業実施規約の提出を求める予定です。
- ・ 消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象工事費は消費税等を除いた額としてください。
- ・ 国の他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、適正化法)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合は、他の補助事業の対象部分を除く部分について補助対象となる場合があります。

■補助金の還元に関する補足

- ・ 買取再販物件については、買取再販業者のみ補助金申請をすることが可能です。買取再販物件について、施工業者が申請することはできません。
- ・ 買取再販業者が自社で工事を実施する場合は、補助の対象となりません。工事請負契約を結んで発注する工事が補助対象となります。

■補助金の併用に関する補足

- ・ 以下の国の他の補助金については、本補助金の対象としている補助金の目的・対象が同一であり、国費が充当されているため本事業との併用はできません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合であっても併用することはできません。
 - ①住宅ストック循環支援事業（国土交通省が実施）
 - ②住宅・建築物安全ストック形成事業（地方公共団体が実施）
 - ③住宅の断熱改修による省エネ化(省エネルギーフォーム)の支援事業（経済産業省が実施）
 - ④賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業（環境省が実施）
- ・ 過去に補助金の交付を受けている住宅や設備については、過去に受けた補助金について返還の必要が生じないか、当該補助金の実施主体に確認した上で、本事業の実施を検討してください。

3. 事業の実施方法

本事業は別図1のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

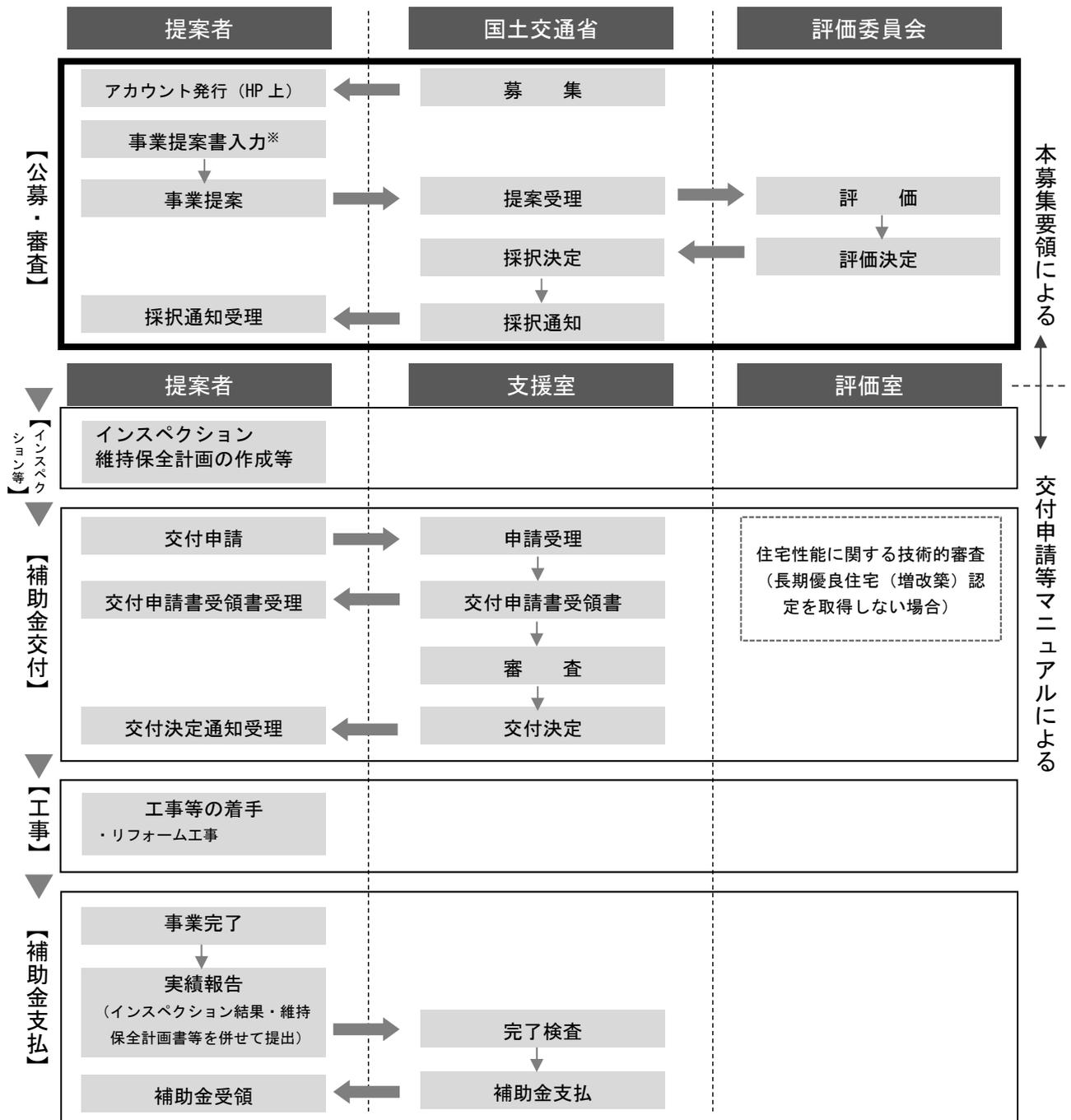
(1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、アカウント発行と応募書類入力、応募書類提出の3段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、P18「3-1-3.」に記載のとおり、国立研究開発法人建築研究所に設置された学識経験者等による長期優良住宅化リフォーム推進事業評価委員会（以下、評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、採択後に、定められた期間内に交付申請を行うとともに、工事終了後すみやかに補助事業完了実績報告を行っていただく必要があります。

別図1) 公募・審査、補助金交付のフローの概略



※事業提案書は、ホームページ上で入力していただく様式と、ホームページからダウンロードした上で記入していただく様式に分かれていますので、ご注意ください。

※長期優良住宅 (増改築) 認定を受ける場合は、別途、評価機関による技術的審査や事前に審査所管行政庁への認定申請等が必要となりますのでご注意ください。(所管行政庁によっては、評価機関による技術的審査を経ずに、直接申請することが可能な場合があります。)

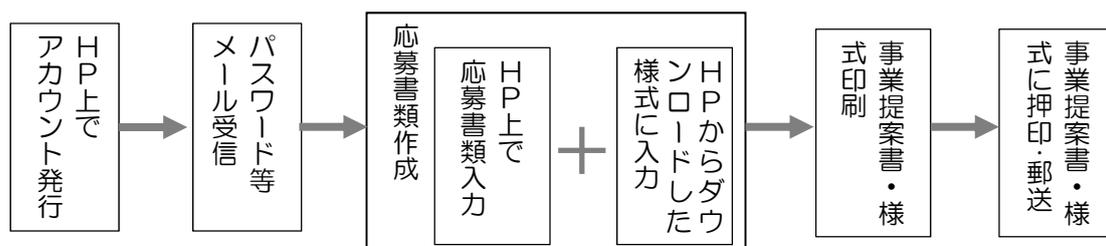
所管行政庁については、下記の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会にて検索が可能です。

<http://www.hyokakyoukai.or.jp/chouki/gyosei.php>

3-1. 提案公募

3-1-1. 公募

P19「4. 応募方法」に記載のとおり、公募期間中に本事業のホームページ（URLはP19参照）にてアカウント発行後、ホームページ上で事業提案書を入力し、必要書類を印刷して押印の上、提出してください。応募書類の提出には、あらかじめアカウント発行をしていただく必要がありますのでご注意ください。



事業提案書の内、提案内容を記述していただく以下の様式は、ホームページからダウンロードしたマイクロソフトワードの様式を用いて作成、印刷したものをその他の書類と一緒に郵送してください。

- ・様式4-2（長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容）

提案型の応募に際しては、リフォームすることが決定している住宅があることを要件としません。また、1つの提案書の中で、複数の内容の提案をする場合は住宅の種別（戸建住宅・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分）や番号によって類型を分けて提案してください。

- 例：戸提-1 省エネ改修について〇〇〇の工夫をする提案 10戸
戸提-2 耐震改修について△△△の工夫をする提案 5戸
共専提-1 バリアフリーについて□□□の工夫をする提案 20戸 など

審査に当たって、リフォーム工事实施後の性能評価やリフォーム工事の概要、補助金申請額等の提出を求めます。なお、提出書類の詳細はP22表7を参照してください。

様式4-3には、リフォーム工事实施後の性能について、表3に示すとおり戸建住宅（4項目）、共同住宅等（6項目）それぞれについて記載してください。住宅性能の評価区分を判断するに当たり、独自の提案や手法によって増改築認定基準及び評価基準と同等と見なせる場合は、それぞれ「認定基準相当」、「評価基準相当」として評価区分を設定することができます。その場合は客観性のある検証結果や説明等を示すことが必要です。

3—1—2. 審査

提出された提案申請書の内容をもとに、評価委員会が、先導性・汎用性・独自性等が認められる提案か審査します。

3—1—3. 採択

国土交通省が評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、提案者（グループ提案の場合は代表提案者）に通知します。この評価結果は平成31年度事業まで有効とする予定です。したがって、平成29年度に採択された場合においては、平成30、31年度に引き続き提案型を実施できるものとし、平成30、31年度に改めて提案いただく必要はありません。ただし、前年度の成果報告を踏まえ、継続して実施することが必要又は適当と認められる場合に限ります。

また、採択された提案を公表し、その提案者の情報について公表します。

応募多数の場合、先導性・汎用性・独自性等の認められる提案を優先的に採択し、採択事業、採択戸数、補助額を調整することがあります。

■補足

- ・ 優先順位をつける際、提案者の過去のリフォーム工事実績（グループ提案の場合はグループの構成者のリフォーム工事実績の合計）を考慮することがあります。
- ・ 採択された事業数、戸数については予算の状況により変更や終了することがあります。その場合、事前に採択事業者に連絡するとともに、再度、書類を提出して頂く場合があります。
- ・ 平成29年度提案型で採択された場合であっても、評価基準型等、他の申請タイプを活用することが可能です。
- ・ 審査に当たり、事務局から追加資料の提出（補助対象とする工事の考え方等）を求める場合がありますのでご注意ください。

3—2. 補助金交付

交付申請等の手続き等は交付規程及び交付申請等マニュアルに従って行ってください。交付申請等の手続きは、支援室に対して行ってください。

増改築認定を取得する場合は、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受ける必要があり、それ以外の場合は、原則として評価室にて技術的審査を実施します。詳しくは採択通知でお知らせしますので、その内容を十分に確認した上で交付申請を行ってください。

4. 応募方法

4-1. 公募期間

平成29年5月10日（水）～平成29年6月2日（金）18時 必着

※応募に必要なアカウント発行についても同期間で実施します。

4-2. 事務局窓口連絡先

質問・相談については、原則として、電子メール※又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、以下のホームページからダウンロードしてください。また、本募集要領及び応募様式等は下記の箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。

※メールでの問い合わせの際には、アカウント発行時に通知する応募番号を件名に記入してください。

メールの件名の例) 【29-16XXXXXX】提案者についての質問

(応募書類の送付先)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6階

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

(問い合わせ先)

FAX : 03-5805-0533

メールアドレス : qanda@choki-reform.com

電話番号 : 03-5805-0522

土日祝日を除き、10:00～17:00まで（12:00～13:00を除く）

(募集要領・応募様式等配布場所)

ホームページ : http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル6F

長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

4—3. 提出方法

以下に示す方法で応募してください。

4—3—1. アカウント発行

応募にあたり、本事業のホームページ (http://www.kenken.go.jp/chouki_r/) からアカウント発行をしてください。アカウント発行とは、提案者概要やメールアドレス等を入力することで、応募書類入力のためのID・パスワードが発行される手続きです。

メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。また、一度登録された電子メールアドレスは、原則として変更することはできません。

このID・パスワードは、大切に保管してください。

4—3—2. 応募書類入力

本事業のホームページ (http://www.kenken.go.jp/chouki_r/) にて、事業概要等について、以下のとおり入力をしてください。この際、アカウント発行で発行されたID・パスワードが必要となります。

(1) 入力する内容（提案者の情報・連絡先、提案の概要等）

(2) 留意点

- ① 応募書類入力のみでは、正式な応募とはなりません。 P21「4—4.」に記載のとおり、申請にあたっては、応募書類の提出を期限内に行ってください。
- ② 応募書類入力では、提案内容を登録してください。
- ③ 応募書類入力の受付時に、ホームページ上で、提案番号 (算用数字 10桁) を応募者に通知します。提案番号は、交付申請等の手続きにおいても使用します。
- ④ 過去に応募したことのある方も、今回の応募にあたっては、新たに応募書類入力を行っていただく必要があります。

4—3—3. 応募書類の提出

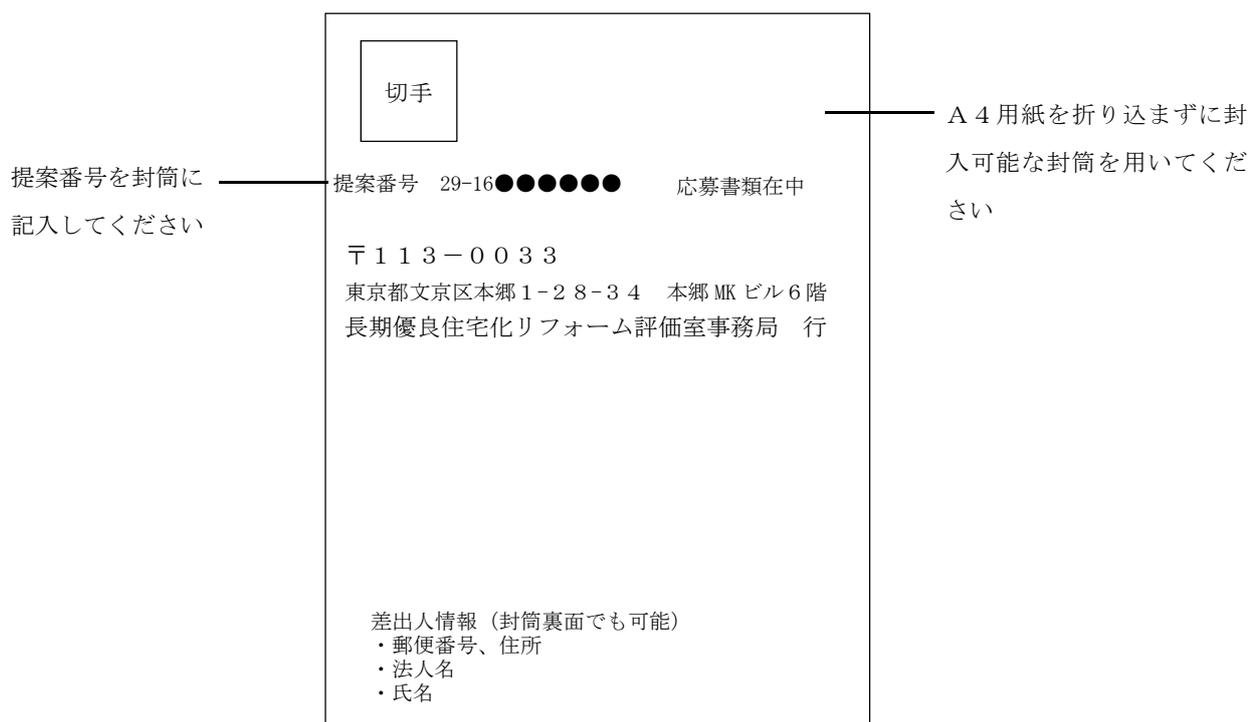
入力した応募書類を、以下に示す事項に留意して郵送にて提出してください。

- ・申請内容をホームページ^{※1}上で入力し、出力した紙面に押印して、必要な場合には添付書類を揃えて、応募書類の提出先^{※2}まで郵送してください。
- ・全ての応募書類の提出は、郵送でのみ受付いたします。 応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（簡易書留等）で郵送してください。
- ・郵送時は、必ず宛先に「長期優良住宅化リフォーム推進事業 担当」と記載してください。また、郵送時の封筒等に必ずアカウント発行時に通知された「提案番号」を記載し、「応募書類在中」の旨を記載してください（公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。）。なお、グループ提案の場合は、全構成者に固有の提案番号が付番されますが、封筒等には代表提案者の提案番号のみを記載すれば結構です。

※1 ホームページのURLは、P19を参照してください。

※2 応募書類の提出先は、P19を参照してください。

別図2) 応募書類郵送用封筒の作成例



4-4. 提出書類

提案をしようとする者は、提出書類一覧表（P22 表 7 参照）に従って必要部数を揃えて提出してください。グループ申請の場合、全ての構成員者の押印が必要ですので、提出期限にご注意ください。

4-4-1. 提出部数

提出書類：3部*（正1部、正のコピー2部）

※全て片面印刷としてください。

4-4-2. 提出書類の注意事項

- 1) 表 7 に示す提出書類一覧表のうち、①～⑧のうちの必要書類をA4サイズにまとめて、1部ずつダブルクリップで留めてください。
- 2) 提出書類は、ホームページ上の案内にしたがって入力・印刷した申請様式に押印したものとしてください。一部でも手書き修正されたものは事務処理を行うことができません。また、ホームページで入力した提案書の内、一部でも修正を行った場合は、当該ページ以外にも反映されることがありますので、必ずホームページで入力した提案書全体を印刷し直して押印し、提出してください。
- 3) 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、ホームページ上の入力が不適切または提出書類の内容と異なるもの、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- 4) 提出書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、提出書類の控えは必ず保管してください。提出書類の再発行等はいりません。

表 7 提出書類一覧表

書類名	提出書類		提出部数
	◎：必須	○：必要に応じて添付	
① 応募書類のチェック表	◎	様式 0	3 部（正 1 部、正のコピー 2 部） ※A 4 サイズとして 1 部ずつダブルクリップ留めのこと
② 提案申請書	◎	様式 1-1	
②-1 事業者の公表情報一覧	◎	様式 1-2(1)	
②-2 グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧※ ¹	○	様式 1-2(2)	
③ リフォーム工事の概算実績	◎	様式 2	
④-1 事業計画及び補助申請額(1)※ ²	◎	様式 3-1	
④-2 事業計画及び補助申請額(2)	◎	様式 3-2	
⑤-1 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容（提案項目・提案概要）	◎	様式 4-1	
⑤-2 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容（提案の詳細内容）	◎	様式 4-2	
⑥ 性能項目別の措置の概要	◎	様式 4-3	

※1）当該様式は、グループ提案の場合に添付してください。

※2）住宅の種類別（戸建住宅、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分）に応じて、提案に必要な書類を提出してください。

4-4-3. 記入にあたっての留意点

【 】内は本事業の提案書作成を行うホームページ上のメニュー名を示していますので、ホームページ入力時にご確認ください。

①応募書類のチェック表（様式0）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・申請書PDFをダウンロードすると、一枚目に添付されますので、該当する項目の確認欄に手書きでチェックを入れ、「記入者の情報」を記入の上、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。

①提案申請書（様式1-1）

▶ 入力フォーム【申請基本情報（様式1-1）】から入力してください

- ・アカウント発行により発行されたID・パスワードを用いて入力用ホームページにログインして入力してください。提案番号は自動的に入力されますので、アカウント発行時に送付されたメールに記載されている提案番号と合致しているか、確認してください。
- ・提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を押印し、個人の場合は個人名と実印を押印してください。
- ・グループ提案の場合は、グループを構成する者から代表提案者を一者記載してください。
- ・提案者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な方としてください。
- ・グループ名及び事業名は、他のグループ、事業と区別しやすい名称としてください。
- ・提案が採択された場合には事業者の連絡先等の「公表情報」を公表します。

②-1～②-2 グループの構成者（様式1-2(1)、1-2(2)）

▶ 入力フォーム【グループ提案における構成者（代表提案者を除く）の事業者情報一覧（様式1-2(2)）】から入力してください

- ・グループ提案の場合、グループを構成するすべての法人・団体等の事業者情報を入力し、提出してください。
- ・入力フォームに必要な情報を入力すれば、様式1-2(1)、様式1-2(2)が自動生成されますので、印刷した様式1-2(2)に各構成者による押印を得た上で、代表提案者が取りまとめて提出してください。また、未記入の様式1-2(2)を印刷することができますので、手書きで記入、押印することが可能です。この場合、様式1-2(1)と通し番号(No.)を整合させてください。また、押印のスケジュール上、手書きで記入、押印する場合であっても、提出期限までに必ず入力フォームに事業者情報を入力して下さい。
- ・これまでに実施した事業で採択を受けている場合であっても「単独/グループ」の別を変更することや、グループの代表提案者及び構成を変更することが可能です。

③リフォーム工事の概算実績（様式2）

▶ 入力フォーム【リフォーム工事の実績（様式 2）】から入力してください

- ・提案者の直近3期分（年、年度、会計年度いずれも可）におけるリフォーム工事、及びリフォーム以外を含む総工事費の実績概要及び資本金（法人の場合に限る）を記入してください。グループ提案の場合は、グループを構成する者の実績の合計、代表提案者の資本金を記入してください。

④-1・④-2 事業計画及び補助金申請額（様式 3-1、様式 3-2）

▶ 入力フォーム【申請提案（様式 3-1、4-1、4-3）：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分別】から入力してください。

- ・様式 3-1 には特定性能向上工事、その他性能向上工事、インスペクション等にかかる費用、附帯事務費に加えて、1 住戸あたりの補助金交付の限度額を入力してください。
- ・様式 3-2 には 1 提案当たりの補助限度額を目安として定めていますのでご注意ください。
- ・補助額の算定にあたっては、千円未満を切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑤-1～⑤-2 提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容（様式 4-1, 4-2）

<提案概要（様式 4-1）>

▶ 入力フォーム【申請提案（様式 3-1、4-1、4-3）：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分別】から入力してください

- ・応募書類は提案する住宅の類型につき 1 枚を限度とします。1つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けてください。
- ・提案する内容をソフト技術、ハード技術の別に設定されている項目から選択してください。また、提案概要欄には、提案内容の要旨を簡潔に記述してください。
- ・提案テーマを 1 つ以上選択してください。

<提案概要（様式 4-2）>

▶ 様式をダウンロードして入力してください

- ・応募書類は提案する住宅の類型につき 5 枚以内とします。1つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けてください。
- ・様式 4-2 には、図表等を用いて明快に提案内容を記載するとともに、提案における先導性・汎用性・独自性等について記載してください。また、必要に応じて、客観性を有する検証結果等を記載してください。
- ・提案内容の説明のために必要な図、写真、グラフ等に限り、A 4 用紙 10 枚以内の添付資料を提出することが可能です。

⑥ 性能項目別の措置の概要（様式 4-3）

▶ 入力フォーム【申請提案（様式 3-1、4-1、4-3）：戸建、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分別】から入力してください

- 提案する住宅類型ごとに1枚を限度とします。1つの提案書の中で複数の内容を提案する場合に限り、住宅の種別や住宅番号による類型を分けてください。
- それぞれの性能項目について、どの基準を満たすのかを記入してください。独自の提案によって評価基準相当または増改築認定基準相当の性能を有することが認められる場合は、それぞれ「評価基準相当」、「認定基準相当」と記入してください。また、それぞれの項目についてどのような措置を講じ、どのような効果があるのかを簡潔に記入してください。
ただし、耐震性については評価基準以上を満たすことが必須です。（評価基準を満たした上で独自の提案により、「認定基準相当」とすることは可能です。）
- ②提案概要欄には、図表等を用いずに文章のみを記入してください。

5. 留意事項

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国や地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。その場合、補助金の申請状況等を他の補助金の事務事業者や地方公共団体等に情報提供する場合があります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

平成29年度長期優良住宅化リフォーム推進事業
「提案型」のテーマ設定と提案のポイント

1. 平成29年度「提案型」の方向性

主なポイント

過年度までの提案型における課題

- 提案内容に具体性がなく、評価できない提案が多い。
- 過年度の評価結果における「今後期待したい方向性」に沿った提案が少数に留まる。
- 過年度採択事業者が、ほぼ同様の内容の提案をしている。



平成29年度「提案型」の方向性について

分野ごとの募集テーマの設定

- 分野ごとに、事業化に際して課題となっている事項をテーマとして提示。
- 事業者は、提示したテーマから 1つ以上を選択して提案。
※提示したテーマ以外からの提案も可能。

提案ポイントの明示

- 提案型に応募する際に留意すべき事項を、全分野に共通するポイントとして明示。

2. 平成29年度「提案型」のテーマ

提案テーマ

劣化対策

劣化対策 テーマ1【木造のみ】

費用が高額となる外壁の通気構造化以外の劣化対策として、現場で施工可能であって、K3相当と見なすことのできる防腐・防蟻措置

【提案イメージ】

自社で開発した防腐・防蟻処理剤について、K3相当である根拠が示され、その処理剤を適用する提案

劣化対策 テーマ2【木造のみ】

過去に実施した防腐・防蟻処理の施工状況を確実に確認できる検査方法

【提案イメージ】

簡単に防腐防蟻処理の施工状況を検査でき、次回の処理が必要になるまでの期間を推定できる提案

劣化対策 テーマ3【木造のみ】

基礎高さが300mm未満の場合に適用する、土台を守る雨はね防止措置

【提案イメージ】

既定の雨はね防止措置に加えて水切形状など複数の措置を組み合わせることで土台を乾燥した状態に保つ提案

劣化対策 テーマ4【木造のみ】

既存外壁を存置したまま、外壁を通気構造化する工法

【提案イメージ】

既存外壁の種類を限定した上で、透湿抵抗を勘案した内装リフォームを実施するとともに既存外壁の上から通気層を設置することで、通気構造化を図る提案

提案テーマ

劣化対策

劣化対策 テーマ5【木造／鉄骨造のみ】

基礎の強度を損なうことなく、床下換気口を増設する施主への負担が小さい構法

【提案イメージ】

居付き工事で行う無筋基礎の補強と組み合わせることで床下換気口を増設する提案

劣化対策 テーマ6【木造／鉄骨造のみ】

床下防湿措置としてコンクリート、防湿フィルム同等と認められる施主への負担が小さい構法

【提案イメージ】

床下から施工することを前提として、床下空間の高さが確保されている場合に限り、地盤面からの湿気蒸散を抑制できる構法の提案

劣化対策 テーマ7【鉄骨造のみ】

既に錆が生じている構造耐力上主要な部分について、適切な補修を行う提案

【提案イメージ】

各部の環境を計測し、塩分・水分等の錆を促進する劣化要因を把握した上で、防錆措置と必要な補修を組み合わせる提案

劣化対策 テーマ8【RC・SRC造のみ】

中性化深さについて、評価基準にわずかに満たない場合において、中性化の進行を抑制する技術や維持管理の方針等がその根拠と共に示された提案

【提案イメージ】

中性化の進行を抑制する技術を適用するとともに、中長期における点検や不具合が生じた場合の対応方法が具体的に示された提案

提案テーマ

劣化対策

劣化対策 テーマ9【RC・SRC造のみ】

塩化物イオン量について、飛来塩分に起因する劣化事象が生じている場合において、将来的な劣化の進行を抑制する技術や維持管理の方針等がその根拠と共に示された提案

【提案イメージ】

コンクリートに生じている劣化事象が飛来塩分に起因することを明らかにした上で、その補修を適切に行うと共に、将来的な飛来塩分による影響を最小限に留めるための維持管理の実施が担保された提案

劣化対策 テーマ10

自由テーマ

提案テーマ

構造

構造 テーマ1【木造のみ】

基礎に負担をかけないように、ホールダウン金物(同等品を含む)を用いる必要のない耐震補強方法

【提案イメージ】

比較的低倍率の壁をリフォームニーズを踏まえてバランス良く配置することで、高強度の金物を使わずに補強を行う提案

構造 テーマ2【木造のみ】

耐震診断の結果に基づいて構造計画を適切に行う体制整備や大工、配管、屋根等の各職種との連携に関する提案

【提案イメージ】

営業担当者と耐震診断や耐震補強計画検討を行う協力事務所との明確な役割分担をしつつ、適切に連携することでタイムリーな提案を行う提案

構造 テーマ3

劣化対策や省エネルギー改修と同時に耐震補強を行う際に、他の性能向上とあわせて合理的・低コストの改修を総合的に実現する提案

【提案イメージ】

省エネ改修と同時に行いやすい低倍率の耐震補強工法により、基礎に負担をかけず、低コストで補強する提案

提案テーマ

構造

構造 テーマ4

建物重量の軽量化や減築と、具体的な耐震補強工法の組み合わせにより、居つき工事や合理的・低コストの耐震改修を実現する提案

【提案イメージ】

居付きで部分的なリフォームを順繰りに行うことにより、費用を抑えた耐震改修を実施する提案

構造 テーマ5

新たな耐震補強工法の活用方法を具体化する提案

この場合、技術開発にあたっての課題認識が明らかで、その技術の採用によって確保する耐震性能水準や設計用の数値等が示されており、また設計方法や配置、組み合わせ等に係る具体的な内容を含む提案

【提案イメージ】

南側に壁が少なくアンバランスな住宅で、光を通す耐力壁により採光を犠牲にしないでバランスを改善する提案

構造 テーマ6

自由テーマ

提案テーマ

省エネルギー性

省エネルギー テーマ1【共同住宅専用部分のみ】

住戸の規模等により類型化して、開口部と外壁の断熱リフォームにより性能を合理的に向上させる提案

【提案イメージ】

想定される対象住宅のタイプに応じて、開口部や外壁における省エネ仕様を設定し、パッケージ化した工事を実施する提案

省エネルギー テーマ2【共同住宅専用部分のみ】

開口部などの共用部分に影響する専用部分のリフォームについて、管理組合からの合意形成を得るための取組みや工夫がされている提案

【提案イメージ】

管理組合からの合意形成を得る上での懸念事項等を整理し、住戸単位のリフォーム実施に際して、その解決を図るためのプロセスが明示されている提案

省エネルギー テーマ3

居住者のライフステージに応じた断熱改修を行う提案

【提案イメージ】

居住者の今後のライフステージを見据えて将来的な改修計画を立案し、計画に沿って段階的に断熱改修を行うことにより、居付き工事を可能とすることで施主負担の小さくする提案

提案テーマ

省エネルギー性

省エネルギー テーマ4

新築と比べて制約の多い既存住宅の特性を踏まえて、住宅の使用状況を勘案した現実的、合理的な省エネルギー性能を確保しようとする工夫のある提案

【提案イメージ】

使用頻度の高い部分に断熱区画を設定し、部分的に断熱改修を行うことで施主の費用負担を軽減するとともに、断熱区画外の結露対策についても配慮した提案

省エネルギー テーマ5

自由テーマ

提案テーマ

計画・維持管理

計画・維持管理 テーマ1【戸建住宅のみ】

戸建住宅において、維持保全計画に、将来的にコンクリートに埋め込まれた配管を是正することが記載され、その実行性を担保するための具体的な仕組みが構築されている提案

【提案イメージ】

戸建住宅について、当該工事に係る将来的な費用を、個別に積み立てる仕組みを構築している提案。

計画・維持管理 テーマ2【共同住宅共用部分のみ】

専用部分の配管が他住戸に設置されている状態を自住戸内で完結するために行うリフォームなどについて、個々の建物の課題に基づき、管理組合からの合意形成を得るための取組みや工夫がされている提案

【提案イメージ】

現在の状態のデメリットや改修後のメリットなどを費用対効果とともに管理組合に示し、合意形成を支援する提案

計画・維持管理 テーマ3

長期使用の観点から、将来的な入居者の加齢や身体状況等の変化にも対応可能とする構工法に関する具体的な提案

【提案イメージ】

居住者の高齢期における住まい方を想定し、将来的な間取りの変更や、浴室やトイレ等の増設等を容易に行えるよう、インフィルの可変性を重視した構工法を採用する提案

提案テーマ

計画・維持管理

計画・維持管理 テーマ4

個々の住宅の実情に対応した、既存の技術を合理的に組み合わせた提案

【提案イメージ】

排水管が床下配管（スラブ下配管）となっている共同住宅において、これを是正するために、共用部分のリフォームを先行して実施しつつも、個々の住戸において任意のタイミングで床下配管から床上配管へ変更できるよう、共用部分と専用部分のリフォームを組み合わせた提案

計画・維持管理 テーマ5

自由テーマ

提案テーマ

生産・流通体制

生産・流通体制 テーマ1【共同住宅共用部分のみ】

管理組合が判断しやすくなるよう、各種調査やリフォーム工事に関するモデルケース（費用や、効果、スケジュール等）等を示す提案

【提案イメージ】

築年数、構造、規模等に応じて、実施する調査やリフォーム内容をパッケージ化すると共に、中長期的な費用負担を含めた計画を提示するなど、管理組合からの合意形成を得るため取組みがされている提案

生産・流通体制 テーマ2【共同住宅共用部分のみ】

新築における取組みやルールを、リフォームならではの視点から修正対応して業務展開を図る提案

【提案イメージ】

新築住宅の供給において構築した資材等の流通経路、作業協力者等とのネットワークを活かし、リフォーム工事、インスペクション、維持管理など、リフォーム分野への展開を図る提案

生産・流通体制 テーマ3

リフォームにおけるコスト低減、工期短縮、居付き工事の容易化等、消費者にメリットを提供し、そのことを分かりやすく提示（見える化）した提案

【提案イメージ】

性能向上リフォームの必要性や消費者メリットを取りまとめた営業用ツールを作成・活用する提案

提案テーマ

生産・流通体制

生産・流通体制 テーマ4【共同住宅共用部分のみ】

新築とは異なるリフォームの特性ゆえに求められるインスペクションやデューデリジェンス等に係る人材育成にまで視野を広げた提案

【提案イメージ】

グループ内の事業者の共同による人材育成や、インスペクション等の受注、建材の仕入れ等を実施する体制を構築する提案

生産・流通体制 テーマ5

自由テーマ

3. 提案のポイント

提案のポイント

1 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

- 独自の工法の適用等により評価基準相当であることを提案する場合は、**実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されていること**

2 より具体的な提案内容を記載すること

- 改修後何年間の供用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること

3 選択したテーマ、又は自ら課題設定したテーマの解決方法を示すこと

- 「1」、「2」のポイントに留意しながら、**選択したテーマを解決するための具体的な手段を示した提案**であること
- また、過年度採択された提案者が引き続き提案型に応募する場合は、**既往の取組結果による課題等を明らかにした上で対応を図っている提案**であること

4 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**すること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること。
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等な様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置すること。

具体的なポイント

1 実効性・実現性を裏付ける根拠を示すこと

- 独自の工法の適用等により評価基準相当であることを提案する場合は、**実績や実験に基づく妥当性、適用条件等を記載するなど、実効性・実現性が示されていること**



床下の換気口を新たに設置することは、費用面から施主に負担がかかるとともに、基礎の状態によっては耐震性能を損なう可能性がある。

そこで、第三者機関である〇〇機関に有効換気量の評価を受けた、自社開発の〇〇工法を用いて評価基準相当の床下の換気量を確保する。（評価書は別添のとおり）

この工法は評価機関により、通常よりも3倍の換気量を有すると評価されていることから4m以下ごとに有効面積100cm²（評価基準上は300cm²）とすることで評価基準相当であると判断する。

適用する技術の有効性を、第三者機関の評価を受けていることにより説明している。さらに、その具体的な適用方法を記載しているほか、証拠となる評価書を添付している。



省エネ性に関して弊社で開発した〇〇工法を用いる。この工法は過去10年間採用している工法であり、長年の実績があり、高い省エネ効果が認められる。

これまでの実績が記載されているものの、効果の検証結果等が示されておらず、評価に値する工法なのか判断ができない。

具体的なポイント

2 より具体的な提案内容を記載すること

- 改修後何年間の供用を前提としているかなど、**建物の特徴や築年数等、個々別の建物の状況、今後の利用計画を明らかにした具体的な提案**がされていること



RC造住宅のコンクリートについて、飛来塩分による影響であることを明らかにした上で、コンクリートの劣化を抑制する処理を行うと共に、適切な維持管理を実施する。具体的な適用方針は以下のとおり。

- 〇〇の研究によると、沿岸部から〇〇km以内に立地する住宅は、飛来塩分の影響により、建築後約〇〇年で鉄筋腐食に至り、コンクリートに劣化事象が生じる可能性がある。
- このことから、築〇～〇年の沿岸から〇〇km以内の住宅で、塩化物イオン量が0.3kg/m²以上である場合には、その劣化事象が飛来塩分によるものであることを、〇〇〇調査により明らかにする。
- 飛来塩分によるものである場合は、〇〇工法を用いて表面を保護するとともに、経年的な飛来塩分による影響を抑えるため、適切な維持管理を行い続ける。
- 一方、飛来塩分に起因しない場合は、改めて〇〇〇調査を実施し適切な対応を図る。

住宅の状況を踏まえた適用条件等が具体的に明示されている。
また、適用条件に該当しない場合の対応も記載されている。



沿岸部の住宅であって、飛来塩分に起因するコンクリートの劣化事象が生じている場合は、〇〇工法を適用し、劣化の進行を抑制する。

適用すべき条件等が不十分であり、また、その技術にどのような効果があるか説明が不十分であるため評価できない。

具体的なポイント

3 選択したテーマ、又は自ら課題設定したテーマの解決方法を示すこと

- 「1」、「2」のポイントに留意しながら、**選択したテーマを解決するための具体的手段を示した提案**であること
- また、過年度採択された提案者が引き続き提案型に応募する場合は、**既往の取組結果による課題等を明らかにした上で対応を図っている提案**であること



【テーマ】

☐その他のテーマ

「劣化状況が把握しづらい木造住宅を買い取りスケルトンにした上で劣化状況を把握する提案」

課題や趣旨が明確なテーマを設定している。また、解決方法の概要も理解できる。



【テーマ】

☐その他のテーマ

「Low-E複層ガラスによる省エネルギーフォーム」

課題が不明確なテーマ設定をしている。(例えば、Low-E複層ガラスが一般に普及してきている中で、先導性・独自性等があることがわかるテーマ設定をする等の工夫が必要。)



昨年度採択されて事業を実施した結果、新たに〇〇といった課題が明らかとなったため、これを解決するため、昨年度の提案に加え、今年度は〇〇を新たに提案する。具体的には……

過年度事業から新たに明らかとなった課題を踏まえ、さらに提案を発展させている。



昨年度採択された提案を引き続き実施する。

昨年度と全く同じ提案をしている。少なくとも昨年の実施状況を記載した上で、全く同じ提案をする理由を明確にすべき。

具体的なポイント

4 審査側に提案意図が伝わるよう、わかりやすく提案書をまとめること

- 文章のみでは説明しがたい部分については、**適宜図や写真等を用いることで、審査側が理解しやすいよう工夫**すること。その際、図や写真等が何を表しているのかを明記すること
- 背景、提案内容、条件、実績、根拠等な様々な内容を記載する場合、紙面に効果的に配置すること



土台の劣化状況等を確認し、劣化がない場合には、土台に××という下処理を施した上で、××という自社で開発した防腐防蟻処理を施し、その後5年間は毎年点検を行う。5年間問題なければ、その後は3年おきの点検とし、問題あれば引き続き毎年の点検とする。また、劣化があった場合には、土台そのものを交換した上で、同じ工程で防腐防蟻処理を行う。（図1参照）

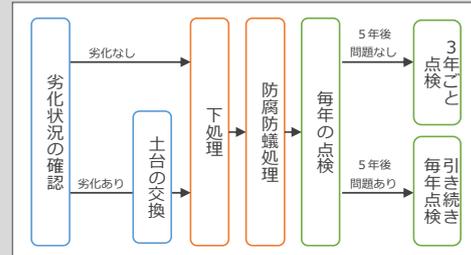


図1：土台の防腐防蟻処理実施の流れ

図や写真等を用いることで、より審査側の理解が深まる。



土台の劣化状況等を確認し、劣化がない場合には、土台に××という下処理を施した上で、××という自社で開発した防腐防蟻処理を施し、その後5年間は毎年点検を行う。5年間問題なければ、その後は3年おきの点検とし、問題あれば引き続き毎年の点検とする。また、劣化があった場合には、土台そのものを交換した上で、同じ工程で防腐防蟻処理を行う。

特に複雑な提案をする場合には、文章だけでは理解できない場合がある。

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(提案型)

応募書類のチェック表

■提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
	ホームページ上の入力について	ホームページ上の申請書の入力において、申請内容を決定しているか	<input type="checkbox"/>
	提案書全体について	手書きによる修正を行っていないか	<input type="checkbox"/>
様式1-1	提案申請書	提案者(グループ提案の場合は代表提案者)の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
		提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う施工業者または買取再販業者であるか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(1)	事業者の公表情報一覧	(グループ提案の場合)全ての構成者が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(2)	グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧	(グループ提案の場合)全ての構成者の押印がされているか	<input type="checkbox"/>
様式2	リフォーム工事の概算実績	リフォーム工事の過去の概算実績が記載されているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1	事業計画及び補助金申請額	補助申請額を200万円または100万円から選択しているか	<input type="checkbox"/>
		補助申請額が、1住戸あたり上限額以内となっているか	<input type="checkbox"/>
		三世代同居改修工事を実施する場合、補助申請額は、性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額(上記の100万円・200万円)に加え、三世代同居改修工事の補助申請額の上限50万円を上乗せした上限150万円・250万円を超えていないか また、三世代同居改修工事の補助申請額が上限額(50万円)を超えていないか	<input type="checkbox"/>
		補助申請総額が下限以下ではないか(下限:10万円)	<input type="checkbox"/>
様式3-2	事業計画及び補助金申請額	補助申請総額の合計で上限を超えていないか(単独提案の場合5,000万円、グループ提案の場合1億円)	<input type="checkbox"/>
様式4-1	提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案概要	提案項目を選択しているか(その他の場合を選択した場合は、提案項目を記入しているか)	<input type="checkbox"/>
様式4-2	提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案概要(提案の詳細内容)	提案の詳細について、提案の類型ごとに5枚以内(参考資料は10枚以内)で説明しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-3	性能項目別の措置の概要	提案する性能項目について、リフォームによる住宅性能の評価、および性能向上措置の概要・基準相当と判断する根拠を記載しているか	<input type="checkbox"/>

記入者	法人・団体名	氏名(自署)※

※ 氏名は自署で記入してください。

申請日(記入日) 平成29年 月 日

国土交通大臣 石井啓一 殿

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書 (提案型)

以下の内容により、長期優良住宅化リフォーム推進事業の提案を申請します。

提案番号	2 9 - 1 6 X X X 0 0 1										
提案者種別											
グループ名											
事業者種別★											
法人・団体等の名称★	フリガナ										
支店・事業所名★	フリガナ										
代表者	役職名									印	
	氏名	フリガナ									
住所★	〒 -										
電話番号(一般受付用)★※1											
法人番号(13桁)★※2											
許認可★	建設業許可の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
	宅建業許可の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無★※3	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無							
登録住宅リフォーム事業者団体の構成員としての公表の有無★	一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
	一般社団法人リノベーション住宅推進協議会(リノベ協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
	一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
	一般社団法人日本塗装工業会(JPMA)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
	一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
	一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無						
担当者連絡先 ※4	支店・事業所名	フリガナ									
	住所	〒 -									
	部署					役職					
	氏名	フリガナ									
	電話番号	固定					(内線)				
		携帯					FAX				
	メールアドレス										

★:原則、採択後に評価室事務局のホームページ上に公開される項目です。

※1 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※2 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※3 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウスジーメン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

※4 事務局から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

事業者の公表情報一覧(グループ提案の場合は代表提案者を含む全構成者を記載)

事業者番号 (非公表)	事業者 種別	法人・団体等 の名称	支店・ 事業所名	所在地		連絡先		法人番号 (13桁)※2	許認可		住宅瑕疵担保 責任保険法人 への登録(1) フォーム瑕疵保 険)の有無※3	登録団体名
				郵便番号	住所	電話番号 (一般受付用)※1	建設業許 可の有無		宅建業許 可の有無			

※1 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※2 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※3 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証機構株式会社」、「株式会社ハウスジーマン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

グループ提案における構成者(代表提案者を除く)の事業者情報一覧

提案番号	2 9 - 1 6 X X X 0 0 2													
提案者種別														
グループ名														
事業者種別★														
法人・団体等の名称★	ワカナ							印						
支店・事業所名★	ワカナ													
代表者	役職名													
	氏名	ワカナ												
住所★	〒 -													
電話番号(一般受付用)★※1														
法人番号(13桁)★※2														
許認可★	建設業許可の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無									
	宅建業許可の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無									
住宅瑕疵担保責任保険法人への登録(リフォーム瑕疵保険)の有無★※3										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
登録住宅リフォーム事業者団体の構成員としての公表の有無★	一般社団法人マンション計画修繕施工協会(MKS)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会(JERCO)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合(木耐協)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人リノベーション住宅推進協議会(リノベ協)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人ベターライフリフォーム協会(BLR)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人日本塗装工業会(JPMA)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人リフォームパートナー協議会(RECACO)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
	一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)										<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
											<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
											<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無
担当者連絡先 ※4	支店・事業所名	ワカナ												
	住所	〒 -												
	部署						役職							
	氏名	ワカナ												
	電話番号	固定						(内線)						
		携帯						FAX						
メールアドレス														

★:原則、採択後に評価室事務局のホームページ上に公開される項目です。

※1 公表する電話番号のため、消費者の方からの問い合わせに対応できるものとして下さい。

※2 法人の場合は、法人番号指定通知書、又は国税庁法人番号公表サイトにおいて公表されている13桁の番号を記入して下さい。(個人事業主の場合は不要です。)

※3 住宅瑕疵担保責任保険法人とは、「株式会社住宅あんしん保証」、「住宅保証機構株式会社」、「株式会社日本住宅保証検査機構」、「株式会社ハウスジューメン」、「ハウスプラス住宅保証株式会社」の5法人を指します。

※4 事務局から個別の事業内容に関する問い合わせを行いますので、これに速やかに対応可能な連絡先として下さい。

リフォーム工事の概算実績

- ・提案者の直近3年(年、年度、会計年度いずれも可)の総工事費、及びリフォーム工事の概算実績(件数・総工事費)を記入してください。
- ・グループ提案の場合、グループ構成者の合計値を記載してください。

	平成26年(度)		平成27年(度)		平成28年(度)		3年間合計	
		戸		戸		戸		戸
戸建住宅・共同住宅等専用部分のリフォーム工事戸数								
共同住宅等共用部分のリフォーム工事棟数		棟		棟		棟		棟
リフォーム工事の総工事費		千円		千円		千円		千円
リフォーム工事以外を含む総工事費		千円		千円		千円		千円
代表提案者の資本金						千円		

(注1) 消費税等は除いた額を記載してください。

(注2) 平成28年(度)の実績が分からない場合は、平成25年(度)から平成27年(度)の実績を記入してください。

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等共用部分

■補助額の算定

NO.	対象 住戸数 (戸)	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額の算定										三世代同居改修工事の補助申請額の算定					
		(1) 特定性能向上リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工事費		(3) インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用				性能向上リフォーム工事の補助申請額		三世代同居改修工事		三世代同居改修工事の補助申請額			
		特定性能向上工事に係る事業費	補助額算定用小計	事業費の1/3	補助額算定用小計	インスペクション等に係る費用	リフォーム瑕疵保険に係る費用	リフォーム瑕疵保険に係る費用	補助額算定用小計	小計	補助上限額	性能向上リフォーム工事の補助申請額	三世代同居改修工事に係る事業費	三世代同居改修工事の補助申請額	補助上限額	三世代同居改修工事の補助申請額	
	A	B	$C=B \times \frac{1}{3}$	D	$E=D \times \frac{1}{3}$	F:「C」、「E」のいずれか低い値	G	H	$F=(G+H) \times \frac{1}{3}$	$J=C+F+I$	(1):100万円 (2):200万円	K:「J」×「A」×補助上限額のいずれか低い値	L	$M=L \times \frac{1}{3}$	50万円	N:「L」×「A」×補助上限額のいずれか低い値	O:K+N
共用提 -																	
共用提 -																	
共用提 -																	
共用提 -																	
共用提 -																	
計																	

※)インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含まず。
 (注1)消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2)1住戸あたりの補助申請の限度額は、全ての性能項目で認定基準又は認定基準相当とする場合は200万円、その他の場合は100万円としてください。

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等専用部分

■補助額の算定

NO.	対象 住戸数 (戸)	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額の算定										三世代同居改修工事の補助申請額の算定					
		(1) 特定性能向上リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工事費		(3) インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用		性能向上リフォーム工事の補助申請額		小計		補助上限額		(4) 三世代同居改修工事		三世代同居改修工事の補助申請額	
		特定性能向上工事に係る事業費	補助額算定用小計	その他性能向上工事に係る事業費	事業費の1/3	インスペクション等に係る費用	リフォーム瑕疵保険に係る費用	補助額算定用小計	性能向上リフォーム工事の補助申請額	補助上限額	小計	補助上限額	三世代同居改修工事に係る事業費	三世代同居改修工事の補助申請額	三世代同居改修工事の補助申請額	補助上限額	三世代同居改修工事の補助申請額
		B	$C=B \times \frac{1}{3}$	D	$E=D \times \frac{1}{3}$	F:「C」、「E」のいずれか低い値	G	H	$I=(G+H) \times \frac{1}{3}$	$J=O+F+I$	(1):100万円 (2):200万円	K:「J」×補 助上限額のい ずれか低い値	L	$M=L \times \frac{1}{3}$	50万円	N:「O」×補 助上限額のい ずれか低い値	O:K+N
共通提 -																	
共通提 -																	
共通提 -																	
共通提 -																	
共通提 -																	
計																	

※)インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。
 (注1)消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2)1住戸あたりの補助申請の限度額は、全ての性能項目で認定基準又は認定基準相当とする場合は200万円、その他の場合は100万円としてください。

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等共用部分

■ 補助額の算定

NO.	対象 住戸数 (戸)	性能向上に資するリフォーム工事の補助申請額の算定										三世代同居改修工事の補助申請額の算定						
		(1) 特定性能向上リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工事費		(3) イン스ベクシヨン、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用						(4) 三世代同居改修工事		三世代同居改修工事の補助申請額	補助申請額			
		特定性能向上工事に係る事業費	補助経算定用小計	その他性能向上工事に係る事業費	事業費の1/3	補助経算定用小計	インスベクシヨン等に係る費用	リフォーム瑕疵保険に係る費用	補助経算定用小計	小計	補助上限額	性能向上リフォーム工事に資する補助申請額	三世代同居改修工事に係る事業費			事業費の1/3	補助上限額	
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
A		B	C=B×1/3	D	E=D×1/3	F:「C」、「E」のいずれか低い値	G	H	I=(G+H)×1/3	J=C+F+I	(1)100万円 (2)200万円	K:「J」及び「A」補助上限額のいずれか低い値	L	M=L×1/3	50万円	N:「O」及び「A」補助上限額のいずれか低い値	O=K+N	
共用提 -																		
共用提 -																		
共用提 -																		
共用提 -																		
共用提 -																		
計																		

※)インスベクシヨン等に係る費用には、インスベクシヨンの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。

(注2)1住戸あたりの補助申請の限度額は、全ての性能項目で認定基準又は認定基準相当とする場合は200万円、その他の場合は100万円としてください。

事業計画及び補助金申請額(2)

(1) 事業費の計算

	事業費	戸建住宅		共同住宅等専有部分		共同住宅等共用部分		合計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	事業費	①=(B)						千円
長期優良住宅化リフォーム 工事に係る総事業費	事業費	(1)特定性能向上工事						千円
	事業費	(2)その他性能向上工事						千円
	事業費	(3)インスペクション・ 維持保全計画作成、 及びリフォーム瑕疵保険						千円
	事業費	(4)三世代同居改修工事						千円
三世代同居改修工事の 補助申請額の算定	事業費	④=(L)						千円
事業費合計	事業費	⑤=①+②+③+④						千円

(2) 補助申請額の計算

	戸建住宅		共同住宅等専有部分		共同住宅等共用部分		合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補助額合計		⑤=P					千円
補助下限額に収まっているかの確認 (収まっている場合はチェック)		P ≥ 100千円				□	

■ 他の補助金の有無

本事業以外に国の補助金(国費が充当されている地方公共団体の補助金を含む)を申請又は受領する予定の有無をチェックし、有る場合は事業名及び本事業との区分けを明記してください

他の補助金有り

他の補助金無し

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(提案型)

提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容

戸提-	
戸数	戸
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> SRC造 <input type="checkbox"/> その他[]

■提案概要

主な提案項目※
(いずれか1つ)

①提案項目(複数選択可能)

ハード 技術	劣化対策	<input type="checkbox"/> 現場で施工可能なK3相当の防腐・防蟻措置 <input type="checkbox"/> 防腐・防蟻処理の施工状況の検査方法 <input type="checkbox"/> 基礎高さ300mm未満の雨はね防止措置 <input type="checkbox"/> 既存外壁を存置したまま、外壁を通気構造化する工法 <input type="checkbox"/> 施主負担が小さい床下換気口増設 <input type="checkbox"/> 施主負担が小さい床下防湿措置 <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の発錆補修 <input type="checkbox"/> 評価基準にわずかに満たない場合の中中性化進行抑制技術や維持管理の方針等 <input type="checkbox"/> 飛来塩分に起因する劣化事象の劣化進行抑制技術や維持管理の方針 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	耐震性	<input type="checkbox"/> ホールダウン金物等を用いない耐震補強 <input type="checkbox"/> 構造計画を適切に行う体制整備や各職種の連携 <input type="checkbox"/> 他の性能向上とあわせた合理的・低コストの総合的な耐震改修 <input type="checkbox"/> 減築等と具体的な耐震補強工法の組み合わせによる合理的・低コストの耐震改修 <input type="checkbox"/> 新たな耐震補強工法の活用提案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> 住戸の類型に合わせた合理的な断熱性能向上 <input type="checkbox"/> 共用部分に影響する専用部分の改修について、合意形成を得るための取組みや工夫 <input type="checkbox"/> ライフステージに応じた断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存住宅の特性を踏まえた、現実的、合理的な省エネルギー性能確保の工夫 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	計画・維持管理等	<input type="checkbox"/> 将来的な埋設配管の是正の実現性を担保する具体的な仕組み <input type="checkbox"/> 個々の課題に基づき合意形成を得るための取組みや工夫 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
ソフト 技術	生産・流通体制(ソフト技術全般)	<input type="checkbox"/> 各種調査やリフォーム工事に関するモデルケース等を示す提案 <input type="checkbox"/> 新築における取組み等を活かした、リフォームならではの業務展開 <input type="checkbox"/> 消費者へのメリットの提供及び見える化 <input type="checkbox"/> リフォームの特性を踏まえた人材育成 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>

※主な提案項目は、審査の際にどの専門委員会でも審査を受けるかを定めるものです。いずれか1つにチェックを入れてください。

②提案概要

タイトル:

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(提案型)

提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容

共専提-

戸数	戸
----	---

構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> その他[]
----	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

■提案概要

主な提案項目※
(いずれか1つ)

①提案項目 (複数選択可能)

ハード 技術	劣化対策	<input type="checkbox"/> 現場で施工可能なK3相当の防腐・防蟻措置 <input type="checkbox"/> 防腐・防蟻処理の施工状況の検査方法 <input type="checkbox"/> 基礎高さ300mm未満の雨はね防止措置 <input type="checkbox"/> 既存外壁を存置したまま、外壁を通気構造化する工法 <input type="checkbox"/> 施主負担が小さい床下換気口増設 <input type="checkbox"/> 施主負担が小さい床下防湿措置 <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の発錆補修 <input type="checkbox"/> 評価基準にわずかに満たない場合の中性化進行抑制技術や維持管理の方針等 <input type="checkbox"/> 飛来塩分に起因する劣化事象の劣化進行抑制技術や維持管理の方針 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	耐震性	<input type="checkbox"/> ホールダウン金物等を用いない耐震補強 <input type="checkbox"/> 構造計画を適切に行う体制整備や各職種の連携 <input type="checkbox"/> 他の性能向上とあわせた合理的・低コストの総合的な耐震改修 <input type="checkbox"/> 減築等と具体的な耐震補強工法の組み合わせによる合理的・低コストの耐震改修 <input type="checkbox"/> 新たな耐震補強工法の活用提案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> 住戸の類型に合わせた合理的な断熱性能向上 <input type="checkbox"/> 共用部分に影響する専用部分の改修について、合意形成を得るための取組みや工夫 <input type="checkbox"/> ライフステージに応じた断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存住宅の特性を踏まえた、現実的、合理的な省エネルギー性能確保の工夫 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	計画・維持管理等	維持管理・更新の容易性 <input type="checkbox"/> 将来的な埋設配管の是正の実現性を担保する具体的な仕組み <input type="checkbox"/> 個々の課題に基づき合意形成を得るための取組みや工夫 <input type="checkbox"/> その他 その他 ※高齢者等対策、可変性等 <input type="checkbox"/> 将来変更・更新する部分の具体的な構工法に関する提案 <input type="checkbox"/> 既存の技術を合理的に組み合わせた提案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
ソフト 技術	生産・流通体制 (ソフト技術全般)	<input type="checkbox"/> 各種調査やリフォーム工事に関するモデルケース等を示す提案 <input type="checkbox"/> 新築における取組み等を活かした、リフォームならではの業務展開 <input type="checkbox"/> 消費者へのメリットの提供及び見える化 <input type="checkbox"/> リフォームの特性を踏まえた人材育成 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>

※主な提案項目は、審査の際にどの専門委員会ですら審査を受けるかを定めるものです。いずれか1つにチェックを入れてください。

②提案概要

タイトル:

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(提案型)

提案型長期優良住宅化リフォーム工事の提案内容

共用提-

戸数	戸	棟数	棟
----	---	----	---

構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC造	<input type="checkbox"/> SRC造	<input type="checkbox"/> その他[]
----	-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

■提案概要

主な提案項目※
(いずれか1つ)

①提案項目(複数選択可能)

ハード 技術	劣化対策	<input type="checkbox"/> 現場で施工可能なK3相当の防腐・防蟻措置 <input type="checkbox"/> 防腐・防蟻処理の施工状況の検査方法 <input type="checkbox"/> 基礎高さ300mm未満の雨はね防止措置 <input type="checkbox"/> 既存外壁を存置したまま、外壁を通気構造化する工法 <input type="checkbox"/> 施主負担が小さい床下換気口増設 <input type="checkbox"/> 施主負担が小さい床下防湿措置 <input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の発錆補修 <input type="checkbox"/> 評価基準にわずかに満たない場合の中性化進行抑制技術や維持管理の方針等 <input type="checkbox"/> 飛来塩分に起因する劣化事象の劣化進行抑制技術や維持管理の方針 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	耐震性	<input type="checkbox"/> ホールダウン金物等を用いない耐震補強 <input type="checkbox"/> 構造計画を適切に行う体制整備や各職種の連携 <input type="checkbox"/> 他の性能向上とあわせた合理的・低コストの総合的な耐震改修 <input type="checkbox"/> 減築等と具体的な耐震補強工法の組み合わせによる合理的・低コストの耐震改修 <input type="checkbox"/> 新たな耐震補強工法の活用提案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	省エネルギー対策	<input type="checkbox"/> 住戸の類型に合わせた合理的な断熱性能向上 <input type="checkbox"/> 共用部分に影響する専用部分の改修について、合意形成を得るための取組みや工夫 <input type="checkbox"/> ライフステージに応じた断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存住宅の特性を踏まえた、現実的、合理的な省エネルギー性能確保の工夫 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
	計画・維持管理等	<input type="checkbox"/> 将来的な埋設配管の是正の実現性を担保する具体的な仕組み <input type="checkbox"/> 個々の課題に基づき合意形成を得るための取組みや工夫 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 将来変更・更新する部分の具体的な構工法に関する提案 <input type="checkbox"/> 既存の技術を合理的に組み合わせた提案 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>
ソフト 技術	生産・流通体制 (ソフト技術全般)	<input type="checkbox"/> 各種調査やリフォーム工事に関するモデルケース等を示す提案 <input type="checkbox"/> 新築における取組み等を活かした、リフォームならではの業務展開 <input type="checkbox"/> 消費者へのメリットの提供及び見える化 <input type="checkbox"/> リフォームの特性を踏まえた人材育成 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>

※主な提案項目は、審査の際にどの専門委員会に主に審査を受けるかを定めるものです。いずれか1つにチェックを入れてください。

②提案概要

タイトル:

※この様式は、ホームページからダウンロードして作成、印刷し、他の様式とともに郵送してください。

様式4-2

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(提案型)

事業者番号

■提案概要

③提案の詳細内容(提案の種類ごとに5枚以内かつ参考資料は10枚以内)

1枚 / 枚中

タイトル：

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(提案型)

■性能項目別の措置の概要

戸提-

<input type="checkbox"/>	長期優良住宅(増改築)の認定取得を予定している
<input type="checkbox"/>	認定取得における面積基準の内容を確認・把握している

・認定基準相当、評価基準相当を選択する場合は、当該性能向上措置により、各々の基準に相当していると判断することができる根拠を示してください。

項目	リフォームによる住宅性能の評価	性能向上措置の概要・基準相当と判断する根拠
構造 躯体等 の劣化 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
耐震性	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
省エネ ルギー 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿	
維持 管理・ 更新の 容易性	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿	

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(提案型)

■性能項目別の措置の概要

共専提-

<input type="checkbox"/>	長期優良住宅(増改築)の認定取得を予定している
<input type="checkbox"/>	認定取得における面積基準の内容を確認・把握している

・認定基準相当、評価基準相当を選択する場合は、当該性能向上措置により、各々の基準に相当していると判断することができる根拠を示してください。

項目	リフォームによる住宅性能の評価	性能向上措置の概要・基準相当と判断する根拠
構造 躯体等 の劣化 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
耐震性	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
省エネ ルギー 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿	
維持 管理・ 更新の 容易性	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿	
高齢者 等対策	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿	
可変性	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 認定基準未滿	

平成29年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書(提案型)

■性能項目別の措置の概要

共用提-

<input type="checkbox"/>	長期優良住宅(増改築)の認定取得を予定している	
	<input type="checkbox"/>	認定取得における面積基準の内容を確認・把握している

・認定基準相当、評価基準相当を選択する場合は、当該性能向上措置により、各々の基準に相当していると判断することができる根拠を示してください。

項目	リフォームによる住宅性能の評価	性能向上措置の概要・基準相当と判断する根拠
構造 躯体等 の劣化 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
耐震性	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
省エネ ルギー 対策	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿	
維持 管理・ 更新の 容易性	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿	
高齢者 等対策	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準	
	<input type="checkbox"/> 評価基準相当	
	<input type="checkbox"/> 評価基準未滿	
可変性	<input type="checkbox"/> 認定基準	
	<input type="checkbox"/> 認定基準相当	
	<input type="checkbox"/> 認定基準未滿	